

約款 新旧対照表

『sakura.ioサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第5条	<p>第5条(利用料金) 1. 本サービスの利用料金は次のとおり構成されるものとし、その具体的な料金額等については本サービスページで定めるものとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>第5条(利用料金) 1. 本サービスの利用料金は次のとおり構成され、利用者がプラットフォームに登録するさくらの通信モジュールおよびさくらの通信ゲートウェイ(以下、「登録モジュール等」といいます)1台ごとに発生するものとします。その具体的な料金額等については本サービスページで定めるものとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>・sakura.io製品群の種類の追加にともない、文言の修正をおこないます。</p>
第6条	<p>第6条(プラットフォーム利用料) 1. 前条第1項第1号のプラットフォーム利用料については、当社は、利用者に対し、毎月初日の午前0時時点でプラットフォームに登録され接続している当該利用者のさくらの通信モジュール台数に基づき、当月分のプラットフォーム利用料を当月10日付けで請求するものとします。利用者は、当社に対し、当該プラットフォーム利用料を、請求日の属する月の末日までに支払うものとします。なお、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、プラットフォーム利用料が10万円以上であっても、クレジットカード払いを利用できるものとします。ただし、プラットフォーム利用料が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、月中にプラットフォームに登録された利用者のさくらの通信モジュールが、登録された日の属する月(以下、本条において「登録月」といいます)内に解約された場合、当該さくらの通信モジュールにかかる登録月のプラットフォーム利用料は1か月分満額が発生するものとします。</p> <p>3. 第1項の定めにかかわらず、利用者が月中に特定のさくらの通信モジュールの登録と解除を複数回行った場合、当該月(以下、本条において「複数回解除月」といいます)については、当該解除した回数と同数のさくらの通信モジュールの登録があったものとみなし、当該回数に1か月分のプラットフォーム利用料を乗じた金額によるプラットフォーム利用料が発生するものとします。</p> <p>4. 前二項のいずれかに該当する場合、当社は、利用者に対し、当該さくらの通信モジュールに係る登録月または複数回解除月のプラットフォーム利用料を、当該登録月または複数回解除月の翌月のプラットフォーム利用料に合算して請求するものとし、利用者は第1項に従い当該プラットフォーム利用料を支払うものとします。</p>	<p>第6条(プラットフォーム利用料) 1. 前条第1項第1号のプラットフォーム利用料は、毎月初日の午前0時時点でプラットフォームに登録されている当該利用者の登録モジュール等に対し発生します。なお、当該登録モジュール等の種類ごとに、プラットフォーム利用料は異なるものとし、その具体的な料金額等については本サービスページで定めるものとします。当社は、利用者に対し、当月分のプラットフォーム利用料を当月10日付けで請求するものとします。利用者は、当社に対し、当該プラットフォーム利用料を、請求日の属する月の末日までに支払うものとします。なお、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、プラットフォーム利用料が10万円以上であっても、クレジットカード払いを利用できるものとします。ただし、プラットフォーム利用料が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、利用者が、プラットフォームに登録した登録モジュール等を、登録した日の属する月(以下、本条において「登録月」といいます)内に解除(以下、本条において「月内解除」といいます)した場合、月内解除の回数に1か月分のプラットフォーム利用料を乗じた金額が、前項のプラットフォーム利用料とは別に発生します。</p> <p>3. 当社は、利用者に対し、前項に該当して発生した登録月のプラットフォーム利用料を、登録月の翌月10日付けで請求するものとします。利用者は、当社に対し、当該プラットフォーム利用料を、請求日の属する月の末日までに支払うものとします。なお、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、当該プラットフォーム利用料が10万円以上であっても、クレジットカード払いを利用できるものとします。ただし、プラットフォーム利用料が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。</p>	<p>・sakura.io製品群の種類の追加にともない、文言の修正をおこないます。</p> <p>・登録モジュール等の解除についての規定を整理し、修正をおこないます。</p> <p>・第1項に定める支払方法の規定が、第3項にも適用されることを明示いたしました。</p>
第7条	<p>第7条(データストア利用料) 1. 第5条第1項第2号のデータストア利用料については、当社は、利用者に対し、毎月初日の午前0時時点で登録され接続している当該利用者のさくらの通信モジュール台数に基づき、当月分のデータストア利用料を当月10日付けで請求するものとします。利用者は、当社に対し、当該データストア利用料を、請求日の属する月の末日までに支払うものとします。なお、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、本データストア利用料が10万円以上であっても、クレジットカード払いを利用できるものとします。ただし、データストア利用料が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、月中にプラットフォームに登録された利用者のさくらの通信モジュールが、登録された日の属する月(以下、本条において「登録月」といいます)内に解約され、かつ登録月の翌月初日の午前0時時点において登録されていない場合、当該さくらの通信モジュールにかかる登録月のデータストア利用料は1か月分満額が発生するものとします。</p>	<p>第7条(データストア利用料) 1. 第5条第1項第2号のデータストア利用料は、毎月初日の午前0時時点でプラットフォームに登録されている当該利用者のさくらの通信モジュールに対し発生します。なお、利用者が当該さくらの通信モジュールに対して設定したデータストアプランごとに、データストア利用料は異なるものとし、その具体的な料金額等については本サービスページで定めるものとします。当社は利用者に対し、毎月初日の午前0時時点で利用者が設定しているデータストアプランに基づき、当月分のデータストア利用料を当月10日付けで請求するものとします。利用者は、当社に対し、当該データストア利用料を、請求日の属する月の末日までに支払うものとします。なお、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、本データストア利用料が10万円以上であっても、クレジットカード払いを利用できるものとします。ただし、データストア利用料が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、利用者が、プラットフォームに登録したさくらの通信モジュールを、登録した日の属する月(以下、本条において「登録月」といいます)内に解除(以下、本条において「月内解除」といいます)した場合、登録時点で利用者が設定しているデータストアプランに基づき、月内解除1回につきデータストア利用料1か月分満額が、前項のデータストア利用料とは別に発生します。ただし、登録月において発生するデータストア利用料は、前項のデータストア利用料および本項に基づき発生するデータストア利用料の双方を合わせて、各データストアプランにつき1か月分を上限とします。</p> <p>3. 第1項の定めにかかわらず、利用者が、さくらの通信モジュールのプラットフォームへの登録を継続したまま、当該さくらの通信モジュールに設定したデータストアプランを変更した場合、変更をした月(以下、「設定変更月」といいます)においては次のとおりデータストア利用料が発生します。なお、本項に基づき発生するデータストア利用料は、第1項および第2項に基づき発生するデータストア利用料とは別に発生するものとします。ただし、設定変更月において発生するデータストア利用料は、第1項ないし本項に基づき発生するデータストア利用料を合わせて、各データストアプランにつき1か月分を上限とします。</p> <p>(1) 設定変更月中に、当該さくらの通信モジュールの登録を解約した場合 解約時に設定しているデータストアプランに基づくデータストア利用料が、1か月分満額発生するものとします。</p> <p>(2) 設定変更月中に再度データストアプランを変更した場合 再変更前のデータストアプランに基づくデータストア利用料が1か月分満額発生するものとし、変更を繰り返した場合、各変更について同様とします。</p> <p>(3) 登録月に、当該登録を継続したままデータストアプランの設定変更を行い、当該登録を登録月の翌月初日の午前0時を超えて継続した場合 登録時のデータストアプランに基づくデータストア利用料が1か月分満額発生するものとします。</p> <p>4. 当社は、利用者に対し、前二項のいずれかに該当して発生した登録月または設定変更月のデータストア利用料を、登録月または設定変更月の翌月10日付けで請求するものとします。利用者は、当社に対し、当該データストア利用料を、請求日の属する月の末日までに支払うものとします。なお、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、当該データストア利用料が10万円以上であっても、クレジットカード払いを利用できるものとします。ただし、データストア利用料が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。</p>	<p>・データストアプランの種類の追加にともない、文言の修正をおこないます。</p> <p>・プラン変更についての規定を新設します。</p> <p>・第1項に定める支払方法の規定が、第4項にも適用されることを明示いたしました。</p>

第8条	<p>第8条(通信料)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、「sakura.ioポイント利用約款」の定めに従い、利用者のアカウントごとに、毎月末日締めにて当月の当該利用者の設定に基づき行われるさくらの通信モジュールとプラットフォームとの間のメッセージデータの通信の回数(以下、「データ通信回数」といいます)を算出し、翌月初日に、当該データ通信回数に応じたsakura.ioポイントを利用者が当該アカウントにおいて保有するsakura.ioポイントの残高から減算することにより、通信料の支払いを受けるものとします。</p> <p>3. (略)</p>	<p>第8条(通信料)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、「sakura.ioポイント利用約款」の定めに従い、利用者のアカウントごとに、毎月末日締めにて当月の当該利用者の設定に基づき行われるさくらの通信モジュールとプラットフォームとの間(さくらの通信ゲートウェイを中継する場合があります)のメッセージデータの通信の回数(以下、「データ通信回数」といいます)を算出し、翌月初日に、当該データ通信回数に応じたsakura.ioポイントを利用者が当該アカウントにおいて保有するsakura.ioポイントの残高から減算することにより、通信料の支払いを受けるものとします。</p> <p>3. (略)</p>	<p>・sakura.io製品群の種類の追加にともない、文言の追加をおこないません。</p>
第19条	<p>第19条(プランの変更、後継サービスへの引継ぎ等)</p> <p>1. 当社は、利用者が本サービスに係るプラン(もしあれば)の変更(以下、変更後のプランを「変更後プラン」といいます)を希望し、当社との間で当該変更後プランに係る利用契約が成立した場合、または、本サービスの終了時において、利用者が本サービスの後継サービス(以下、「後継サービス」といいます)の利用を希望し、当社との間で当該後継サービスに係る利用契約が成立した場合、利用者に対し、本サービスのアカウントおよびパスワード、利用者がプラットフォームに保存したメッセージデータ、その他利用者の本サービスの利用環境を、当該変更後プランまたは後継サービスに引き継いで利用を継続させることができるものとします。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第19条(後継サービスへの引継ぎ等)</p> <p>1. 当社は、本サービスの終了時において、利用者が本サービスの後継サービス(以下、「後継サービス」といいます)の利用を希望し、当社との間で当該後継サービスに係る利用契約が成立した場合、利用者に対し、本サービスのアカウントおよびパスワード、利用者がプラットフォームに保存したメッセージデータ、その他利用者の本サービスの利用環境を、当該後継サービスに引き継いで利用を継続させることができるものとします。</p> <p>2. (略)</p>	<p>・利用契約を継続したままプラン変更を可能とすることいたしましたため、不要となった文言の削除をおこないます。</p>
附則 第1条	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成29年4月18日より適用されます。</p>	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成29年4月18日より適用されたsakura.ioサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年7月10日より適用されます。</p>	<p>・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。</p>